七　主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である取引先（営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等にあつては、内閣府令で定める取引先）をいう。）との取引の停止
八　債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
九　資源の発見
十　特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
（上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）
第二十九条の二の四　法第百六十六条第二項第十二号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　会社分割
二　事業譲渡
三　当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止
四　当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの
五　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
六　当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たに開始されることとなるもの
（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実）
第二十九条の二の五　法第百六十六条第二項第十三号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。
一　当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
二　当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
三　債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等
四　不渡り等
五　特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等
第二十九条の三の見出しを「（親会社等）」に改め、同条に次の二項を加える。
2　法第百六十六条第五項第一号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるものは、上場投資法人等（法第百六十三条第一項に規定する上場投資法人等をいう。以下同じ。）の資産運用会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配している会社として内閣府令で定めるものとする。
3　法第百六十六条第五項第二号に規定する特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるものは、上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、次のいずれかに掲げる取引（当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第四号において同じ。）の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行つた法人として内閣府令で定めるものとする。
一　当該上場投資法人等との間における不動産、不動産の賃借権又は地上権（次号において「不動産等」という。）の取得又は譲渡の取引
二　当該上場投資法人等との間における不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引
三　当該上場投資法人等との間における不動産の貸借の取引
四　当該上場投資法人等の特定資産である第二号に規定する信託の受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の貸借の取引
第三十条第一項中「上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により」を削り、同項第一号中「若しくは当該上場会社等の子会社」を「、当該上場会社等の子会社若しくは当該上場会社等の資産運用会社」に、「若しくは執行役若しくは執行役員」を「、執行役若しくは執行役員」に、「に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等」を「各号に掲げる事項」に改め、同項第二号中「上場会社等が、その発行する」を「上場会社等の発行する」に改め、「規則で定めるところにより」の下に「、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が」を加え、同項第三号中「掲げる者が、その発行する」を「掲げる者であるものの発行する」に改め、「規則で定めるところにより」の下に「、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が」を加え、同号ハ中「である会社」を削り、同項第四号及び第五号中「である会社」を削り、「当該会社」を「当該発行者」に改める。
第三十一条中「該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）」の下に「又は投資証券等」を加え、「である会社」を削り、「株券、新株予約権証券」を「株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）」に、「、これらの有価証券」を「新株予約権付社債券」に改め、「除く。）」の下に「、投資証券等（内閣府令で定めるものを除く。）」を、「）の数を」の下に「、投資証券等については投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を」を、「換算した株式」の下に「又は投資口」を加え、同条ただし書中「当該会社」を「当該発行者」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（取締役会に相当する機関）
第三十一条の二　法第百六十六条第六項第四号に規定する上場会社等の取締役会に相当するものとして政令で定める機関は、上場会社等（上場投資法人等に限る。）の役員会とする。
第三十二条の二第一号中「同じ。）」の下に「又は外国の者の発行する証券若しくは証書で社債券の性質を有するもの（以下この条において「社債券等」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。
一の二　法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券（以下この号において「投資法人債券」という。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類する証券（以下この条において「投資法人債券等」という。）
第三十二条の二第二号及び第三号中「社債券」を「社債券等又は投資法人債券等」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「社債券」を「社債券等又は投資法人債券等」に改め、同号を同条第四号とする。
第三十三条第四号中「又は証書」を「若しくは証書」に改め、「除く。）」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前二号に掲げるものを除く。）」を加え、「これ」を「これら」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「又は証書」を「若しくは証書」に改め、「除く。）」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前号に掲げるものを除く。）」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「又は証書」を「若しくは証書」に、「前号」を「第一号」に改め、「有するもの」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券